

東京マイ・タイムライン利用取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、住民の防災意識向上についてのより一層の普及・啓発に向けて、東京都（以下「都」という。）以外の団体等による東京マイ・タイムラインの利用許諾に関して必要な事項を定める。東京マイ・タイムラインの利用については、東京都著作権取扱要綱（平成10年7月10日付10財管総第50号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 本要領における東京マイ・タイムラインとは、都が作成した東京マイ・タイムラインのデザイン、写真及びイラスト並びに文字列及び使用フォントをいう。

2 本要領に基づき、利用できる東京マイ・タイムラインの原稿は以下のとおりである。

ア. A原稿（文字・写真及びイラスト等を一切加除していないもの）

対象：マイ・タイムライン小学校（1～3年生）用、小学校（4～6年生）用、中学校用、高等学校用、一般用

イ. B原稿（文字・写真及びイラスト等について一部加除しているもの）

対象：マイ・タイムライン小学校（1～3年生）用、小学校（4～6年生）用、中学校用、高等学校用、一般用

(東京マイ・タイムラインの利用に関する権利)

第3条 東京マイ・タイムラインの著作権（著作権法上第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、都に帰属し、利用許諾によって移転するものではない。

(利用許諾の申請)

第4条 東京マイ・タイムラインの利用許諾を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、あらかじめ利用許諾申請書（別記第1号様式）を東京都知事（以下「知事」という。）に提出し、利用の許諾を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、東京マイ・タイムラインの利用が、著作権法に定める著作権の制限に該当する場合は、利用許諾申請を要しない。

3 知事は、申請者に対し、必要に応じ資料等の提出を求めることができる。

(利用者の制限)

第5条 国及び地方自治体、民間団体、民間企業その他の者は、防災意識向上の普及・啓発活動等を行うに当たり、必要がある場合、知事の承認を得て、東京マイ・タイムラインを利用することができる。

2 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用を認めないものとする。

(1) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項に掲げる処分を受けている団体及びその役職員又は構成員

(2) 東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第2号第2号に規定する暴力団及

び同条第4号に規定する暴力団関係者

- (3) (1) 及び (2) に掲げる者から委託を受けた者並びに (1) 及び (2) に掲げる者の関係団体及びその役職員又は構成員
- (4) 東京都契約関係暴力団等対策設置要綱（昭和62年1月14日付61財経庶第922号）第5条第1項に基づく排除措置期間中の者
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行う者。ただし、特に住民の防災意識向上に資すると知事が判断した場合はこの限りではない。
- (6) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第33条に規定する連鎖販売取引を行う者
- (7) 禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者、禁錮以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）、公職にある間に犯した刑法（明治40年法律第45号）第197条から第197条の4までの罪又は公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律第130号）第1条の罪により刑に処せられ、その執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた者でその執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた日から5年を経過しない者又はその刑の執行猶予中の者並びに法律で定めるところにより行われる選挙、投票及び国民審査に関する犯罪により禁錮以上の刑に処せられその刑の執行猶予中の者
- (8) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者
- (9) 税法違反（法人税法（昭和40年法律第34号）違反、所得税法（昭和40年法律第33号）違反、地方税法（昭和25年法律第226号）違反（法人事業税、個人事業税））及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年条例第215号）（建設作業機械等からの排出ガスに含まれる粒子状物質等の量を増大させる燃料の使用禁止）違反がある者
- (10) 政治団体、宗教団体若しくはこれらに類するもの、または特定のこれらを支援若しくは支援するおそれがある者
- (11) 都の指名停止措置を受けている者
- (12) 法令及び公序良俗に反すると認められる行為を行う者
- (13) 都の信用又は品位を害すると認められる行為を行う者
- (14) その他、知事が不適切と認める者

(利用の許諾)

第6条 知事は、第4条の規定による利用の申請があつたときは、その内容を審査し、当該利用が第1条に定める目的に合致すると認められるときは、利用許諾を行うことができる。この場合において、知事は東京マイ・タイムラインの利用方法その他について、必要に応じ条件を付すことができる。

2 知事は、前項に規定する利用許諾を行った場合は、許諾番号を付した上で、利用許諾書（別記第2号様式）により、申請者へ通知するものとする。

(利用の制限)

第7条 知事は、前条の規定にかかわらず、申請者の東京マイ・タイムラインの利用が次の各号のいずれかに該当する場合、その利用を許諾しないものとする。

- (1) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。

- (2) 都の信用又は品位を害すると認められるとき。
- (3) 第三者の利益を害すると認められるとき。
- (4) 特定の個人、政治団体、宗教団体若しくはこれらに類するものを支援し、又は支援するおそれがあると認められるとき。
- (5) 特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表現したものに関する利用と認められるとき。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条各号に規定する営業又はその広告等に利用されるとき。
- (7) 特定の企業、団体、又は商品等のキャラクター等と誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められるとき。
- (8) 特定の商品等を広告・宣伝し、それら商品等の利益に寄与する可能性があると認められるとき。
- (9) 広告・宣伝に使用する場合で、防災に関連していないとき。
- (10) 利用目的が営利を目的とするものであるとき。
- (11) 都の政策と相反する主張を行うものであるとき。
- (12) その他知事が不相当と認めるとき。

（利用許諾内容の変更）

第 8 条 第 6 条の規定により許諾を受けた者（以下、「利用者」という。）が、当該利用許諾を受けた内容について変更しようとする場合は、あらかじめ、利用許諾変更申請書（別記第 3 号様式）を知事に提出し、変更についての利用許諾を受けなければならない。

2 前項の場合においては、第 4 条から前条までの規定を準用する。

（利用上の遵守事項）

第 9 条 利用に当たっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 東京マイ・タイムラインの利用が第 1 条に規定する目的にあることに留意し、その趣旨を損なわないよう十分に注意すること。また、利用にあたっては、東京都の著作物である旨を明示すること。
- (2) 利用許諾（第 8 条の規定による利用許諾内容の変更利用許諾があった場合は、その変更後のもの。以下同じ。）を受けた内容に限ること。
- (3) 利用許諾を受けた権利を都の事前の書面による承諾なく第三者に譲渡転貸、又は承継しないこと。
- (4) 都が提供した第 2 条第 2 項アに定める A 原稿については、都から提供された内容、色及び形のまま利用すること。
- (5) 都が提供した第 2 条第 2 項イに定める B 原稿については、東京マイ・タイムラインの趣旨に反しない限り、都と協議の上、変更・削除することは差支えない。ただし、原稿掲載の写真やイラスト等を利用する場合は、色や形などの変更を含む加工を施さずそのまま利用すること。
- (6) 当該利用に係る物件の完成品のサンプルを提出すること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、写真等を提出すること。
- (7) 東京マイ・タイムラインを利用する物件は、製造に当たって環境に配慮するなど、都の指針を踏まえたものとする。

- (8) 事故等が発生しないよう万全の配慮を行うこと。
- (9) 第三者に利用対象物等の製造等を委託する場合は、その委託先との間で、利用許諾を受けた個数以上の製造等が行われないように義務付ける契約を利用者の責任で行い、数量管理を徹底すること。
- (10) その他各種の法令を順守すること。

(利用状況の報告等)

第10条 知事は、利用者に対し、利用物件一覧（別記第4号様式）により、利用状況について報告を求め、又は調査することができる。

(利用目的・利用方法)

第11条 東京マイ・タイムラインの利用目的及び利用方法は次に定める基準を原則とする。

利用目的	利用方法	著作権使用料
防災活動の普及・啓発のための広報	<ul style="list-style-type: none"> ・行政の刊行物 ・HPを用いた広報 ・行政資料による活用 ・パネルの展示 <p style="text-align: right;">等</p>	無償頒布
一般図書等における防災対策に関する記事への補助資料	<ul style="list-style-type: none"> ・学術、研究用の専門図書 ・その他の無償頒布物の作成 	無償頒布

本表に示す以外の利用目的・利用方法での利用許諾申請があった場合には、著作権取扱要綱等に沿って処理する。

(利用許諾の取消し)

第12条 知事は、東京マイ・タイムラインの利用がこの要領及び許諾内容に違反していると認められるときは、当該許諾を取消し、当該許諾に係る物件の回収を命じることができる。

2 前項の規定により許諾を取り消された者は、取消の日から東京マイ・タイムラインを利用してはならない。

3 第1項の規定により当該許諾に係る物件の回収を命ぜられた者は、速やかに当該許諾に係る物件を回収しなければならない。

4 知事は、前三項の規定により、利用許諾の取消しを受けた者に生じた損害について、一切の責任を負わない。

(利用の非独占性等)

第13条 この要領による利用許諾は、利用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してデザイン等を利用する権利を付与するものではない。また、利用者又は利用対象物等について都が推奨を行うものではない。

(経費等の負担)

第14条 都は、この要領による利用許諾の申請、利用許諾の内容変更の申請又は利用状況の

報告及び東京マイ・タイムラインの利用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

(賠償責任等)

第15条 都は、利用許諾を行ったことに起因し利用者に生じた損失補償等について、一切の責任を負わない。

- 2 利用者は、利用対象物等の瑕疵^{かし}により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、都に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。
- 3 利用者は、東京マイ・タイムラインの利用に際して故意又は過失により都に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を都に賠償しなければならない。
- 4 知事は、前二項の規定に違反する利用者に対し、必要な措置を行うよう命ずることができるとともに、必要な法的措置をとることができる。

(事務)

第16条 本要領に関する事務は、都総務局総合防災部防災計画課が行う。

(その他)

第17条 この要領に定めるもののほか、取扱いに関し必要な事項は、総務局長が別に定める。

附 則

この要領は、令和元年9月11日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和3年4月19日から施行する。
- 2 この要領の施行の際、この要領による改正前の様式において現に残存するものについては、なお使用することができる。その際、修正が必要な場合は、所要の修正を加えるものとする。